

所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第四十二号半印勘合執照を給して在船通事鄭弼良等に付し、収執して前去せしむ。如^もし経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 毛文善 人伴四名

在船使者二員 雍克寬 武国柱 人伴八名

在船通事一員 鄭弼良 人伴四名

管船火長・直庫二名 陳彦達 安佐度

水梢 共に五十六名

右の執照は在船通事鄭弼良等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十五年（一六八六）十一月初四日給す

執照

注*この船は康熙二十五年には出発できず、翌年三月に出航した。毛

文善の家譜に「康熙二十五年丙寅二月初五日、為進貢事、奉使為

在船都通事、本年十一月当与大船一同赴閩、因二十四年所遣接貢

船不見回返本国無船、故次年丁卯造船、三月初二日、同使者雍克

寬伊波親雲上興憲等赴閩」（家譜（二）七一〇頁）とあり、鄭弼

良の家譜には「康熙二十五年丙寅二月初五日、奉使：丁卯年三月

初二日開船赴閩」（家譜（二）五七八頁）とある。

1-35-10

国王尚貞の、国子監に入学する梁成楫等に発給した執照

（二六八六、一一、四）

琉球国中山王尚（貞）、官生を起送し、赴京して入監し読書せしむる事の為にす。

切に敵国は海陬に僻処し、惟だ向榮の誠を切にし、皇上の文教の治を仰慕す。覚えずして畢に眼前に露れ、而して冊封の使臣の汪楫・林麟煇等、皇上の万方を化被するの恩を仰体して敵国の為に転じて具して題請す。欽んで聖恩もて兪允し愚陋の子をして以て上国に觀光し、執経し問字するを得しむるを蒙り、踊躍の私なり。奮に臣の身躬ら聖訓を聆くのみならず、拳国共に聖朝の雅化に沐し、眷々たるの心あり。茲に入貢の期に当り、謹んで官生梁成楫・鄭秉均・阮維新・蔡文溥等を貢使魏応伯・曾益等と共に遣わし、赴京して入監し読書せしむ。

所^よ抛りて今発去する官生は、別に文憑無くば誠に到处の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第四十三号

半印勘合執照を給して官生梁成楫等に付し、収執して前去せしむ。

如^もし経過の閩津把隘の去処及び駅逋の官吏人等の驗実に遇わば、

即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須ら

く執照に至るべき者なり。

計開 京の国子監に赴く

官生四員 梁成楫 鄭秉均 阮維新 蔡文溥 人伴四名

右の執照は官生梁成楫等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十五年（一六八六）十一月初四日給す

執照

1-35-11

国王尚貞の、進貢のため耳目官毛起竜等を遣わす執照

（一六八八、九、一五）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

謹んで聖旨の兩年一貢を奉ずるは案に在り。照得するに、康熙二十七年（一六八八）は例として応に進貢すべく、敢えて期を愆おそえず。此の為に専ら耳目官毛起竜・正義大夫蔡鐸・都通事蔡応瑞

等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、水梢を率領せしむ。毎船に均割する上下の員役は共に二百員名に盈あたず。常貢

の煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殻三千個・紅銅三千斤等の方物を運解し、両船に分載す。一船義字第四十五号は煎熟硫黄六千三

百斤・海螺殻一千五百個・紅銅一千五百斤を装載し、一船義字第

四十六号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殻一千五百個・紅銅一千五百斤を装載す。解運して福建等処承宣布政使司に前至して投納し、

京に赴き進上す。

所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の

阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発し

て以て通行に便ならしむべし。今、王府、義字第四十五号半印勤

合執照を給して存留通事蔡灼等に付し、収執して前去せしむ。如^も

し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、

留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべ

き者なり。

計開

耳目官一員 毛起竜 人伴一十三名

正義大夫一員 蔡鐸 人伴一十三名

都通事一員 蔡応瑞 人伴六名

在船都通事一員 林正茂 人伴四名

在船使者二員 趙世勲 方宏宗 人伴八名

存留通事一員 蔡灼 人伴六名

管船火長・直庫二名 阮邦俊 汪¹可喜

水梢五十三名

右の執照は存留通事蔡灼等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十七年（一六八八）九月十五日給す

執照

注（一）汪可喜 この時の符文（二七一五）では汪可嘉。